

2021年第3回定例会 一般質問

総合福祉センター整備に市の理念を反映させるために

(1) 移転に対する利用者たちの声をどのように受け止めてきたのか

おはようございます。生活者ネットワークの木下やすこです。今回は、総合福祉センターの整備について一般質問をします。センターの整備について、京王多摩川を有力候補地として移転の可能性も含めた検討を始めるとの考えが議会に示されたのは2019年11月頃だったと記憶しています。台風19号の記憶もまだ生々しい頃でした。福祉の拠点施設を街の中心地から外す、それも部分的には2階以上まで浸水する可能性がある浸水想定地域に移転するということが、パラリンピックを機に共生社会実現に向けて取り組みを進めるという市の方針と相容れるとは思えず、昨年、今年と代表質問の折りに、くり返し認識を改めるよう訴えてきました。また整備検討会や意見交換会を傍聴し、利用者の声も聞いてきました。

このセンターの整備に向けた取組みそのものがすでに調布市の共生社会づくりの1ページであり、市の共生社会や市民自治の理念を反映させたセンター整備とするためにも、利用者の参画が不可欠であることを深く認識していただきたいとの思いで一般質問いたします。

2017年制定の、こちらの「調布市公共施設等総合管理計画」の第4章、「施設類型ごとの基本的な考え方」で総合福祉センターをみますと、「今後の更新や移転等に向けた検討を進めていく」と「移転」が選択肢の一つとして示されています。そして2019年の「調布市公共施設見直し方針」では、「民間活力の活用を視野に入れた施設整備案や移転候補地について多角的に検討」すると、より具体的な内容が書き込まれています。つまり市では2017年以前からすでに移転の検討が始まっていました。しかし、利用者の方々にとっては寝耳に水であったようです。

昨年春ごろより、市の説明を受けた利用者の9割以上の方々から大きな戸惑いや悲しみの声、移転しないでほしいとの涙ながらの訴えがあったと私の耳にも届いています。その背景には、利用者の存在を街の中心で受け止めてきた市だからこそ、理解してもらえはざだという期待もあったのではないのでしょうか。

しかし、本当は京王多摩川は選びたくなかったのだけれど、決まりつつあるようだ。色々言ってみたが、市はもう決めてしまっている、何を言ってもダメだ、といったあきらめの声も聞きました。予算を削られると命にかかわる障がいがある方などは、強いことは言えない、日ごろから市にはお世話になっているとの遠慮から本音を言いづらい、そんな思いもあったようです。

整備検討会でも最後に話題になり、私自身はとしたのですが、利用者の方たちが、移転先で反対運動が起きないだろうかと懸念を口にされる場面がありました。それは未だに障がいをお持ちの利用者の多くが差別を受けて、非常に弱い立場に置かれている現実にはならないのです。それでも移転は受け入れがたく、強い反対の意思表示ができないかとも検討されたようです。しかし障がいハードルとなったこともあり、反対の署名活動といった選択肢を断念した経緯もありました。しかし本音は移転してほしくないということに集約されるのではないのでしょうか。

整備検討会でも、委員からは、京王多摩川駅は使い勝手が悪く不安、また、共生社会の実現という視点で考えると、市民から障がい者が見えにくくなるのではとの意見が次々と出されました。私にはこういった不安の声は、つまり移転には賛成できかねるという訴えに聞こえます。しかし、検討会では移転の是非が議論されることはないまま、「移転に関して絶対反対の意見はなかった。したがって移転という選択肢はあり得ると合意ができた」とのまとめがされ、表向きには了承されたという形が取りつけられました。

しかし、こういった進め方では利用者の皆さんは納得される訳もなく、今年7月の利用者説明会でも、改めて多くの反対の声が上がりました。車いすの方、視覚や聴覚に障がいがある方、ご高齢の方、知的障がい、発達障がい、高次脳機能障がいなどで記憶に障がいがある方、さまざまな困難をもつ利用者の多くが今の場所だから通えています。

利用者たちは、便利な場所にあることを当然のこととして、その恩恵を享受してきたわけではなく、心からありがたいと思い、市に信頼を寄せてきたのだと思います。説明会で出てきた不安や、通えなくなってしまうという声は、移転には反対との、切実な思いからだと言えるでしょう。直接聞いた職員はどのように受け止め、市長に報告をしてきたのか、また市長ご自身はどのように受け止めてこられたのか、ご答弁ください。

<市長答弁>

移転に対する利用者からの声の受け止めについてお答えします。

市は、行革プラン2019及び公共施設見直し方針に基づき、総合福祉センター機能の移転・更新に向けた施設整備に関する検討を進めて参りました。

これまでの検討過程においては、令和元年10月以降、適宜、利用者や関係団体等に対し、センター機能の移転・更新に関する考え方について説明を行い、意見交換を重ねて参りました。その中では、利用者の利便性の確保のほか、移転先の候補、災害対応などについて様々な御意見をいただきました。

こうした御意見を踏まえ、令和2年12月には、関係団体の代表者や有識者で構成する検討会を設置し、総合福祉センターの整備に関する考え方の取りまとめに向けた意見交換を行って参りました。この検討会においては、総合福祉センターの整備に関する今後の基本的な方向として、基本機能の維持・向上や交通利便性、災害への備え等に関する留意事項を引き続き検討することにより、京王多摩川駅周辺地区への移転に向けた取組を進めることを確認いたしました。

なお、この検討会においては、移転に関しての強い反対意見はなかったと認識しておりますが、利用者の中には、様々な考えや思いをお持ちの方もおられることから、引き続き皆様からの御意見を丁寧に伺う中で、取り組むよう指示したところです。

市は、こうした検討会での御意見を受け止めたうえで、総合福祉センターの整備に関する考え方の取りまとめに向けて、本年6月からパブリック・コメント手続による意見聴取を実施しました。また、これと併行して、調布市障害者（児）団体連合会をはじめとする関係団体や利用者、京王多摩川駅周辺地区にお住まいの方等を対象とした意見交換会を9回開催し、広く御意見を伺って参りました。

その中では、地域共生社会の実現に向けた総合福祉センターの在り方に関する御意見をはじめ、利用者のほか、センターを利用する当事者や御家族の交通利便性確保に関すること、調布駅周辺に交流・居場所機能や福祉機能等の一部を確保すること、災害への備えなどの幅広い御意見をいただいております。

こうした御意見のひとつひとつをしっかりと受け止めるとともに、移転後も安心して皆様に施設やサービスを御利用いただけるよう、障害者団体ごとに丁寧に御意見を伺う中で、整備に取り組んで参ります。

また、市は、これまで多世代・多様な主体が交流する機会を通じて、市民の福祉に対する理解をより深めていくという、現在の地域共生社会の考え方にも通じる理念の下、総合福祉センターを運営して参りました。

今後も、こうした理念に「パラハートちょうふ」の想いを重ね合わせつつ、新たな総合福祉センターが「地域共生社会を実現するための総合的な福祉の拠点」となるよう、引き続き、利用者や関係団体等の御意見に耳を傾け、市の取組に対する御理解をいただきながら、取組を進めて参ります。

(2) これまでのプロセスと共生社会づくりや自治の理念との整合性は

ご答弁ありがとうございます。最後にまとめますので、次に進みます。そもそもセンタ

一が調布駅前にあるということそのものが、市の強い理念に基づいて実現したもので、他の自治体では例をみない、実に先進的な取り組みで、それが市の福祉への信頼のもとともなっています。

これは 38 年前、1983 年にセンターが調布駅前にできた時の市報ちょうふです。

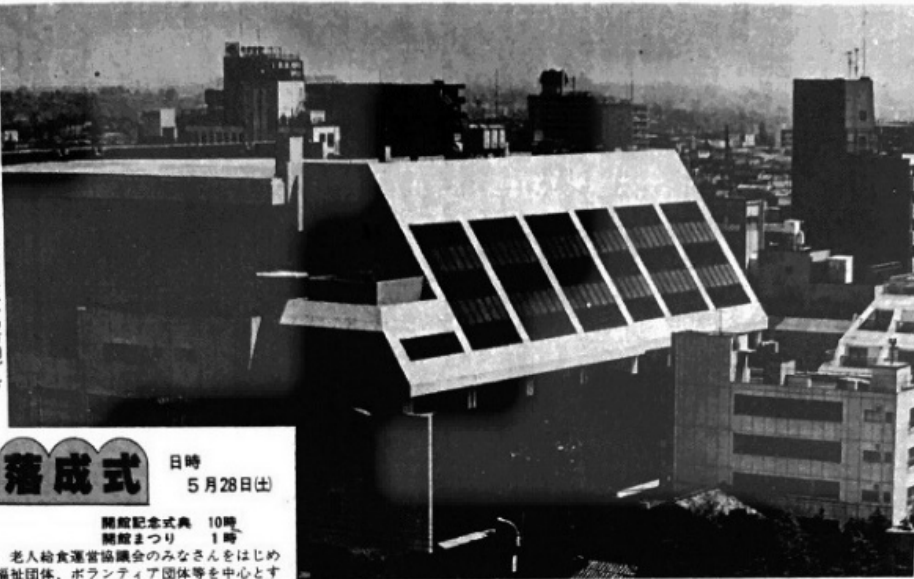
福祉施設等 開館特集号



昭和58年
5月1日
第590号

〔発行〕調布市役所 88-5111 町 丁 182 東京都調布市小島町 2-35-1 〔編集〕企画調整部広報課

この施設の一部は、年金還元施設(五億八五〇万円)を受けて建設されたものです。



調布駅南口に 総合福祉センター完成

6月1日より
使用開始

落成式 日時 5月28日出

開館記念式典 10時
開館まつり 1時

老人給食運営協議会のみなさんをはじめ福祉団体、ボランティア団体等を中心とする「総合福祉センター開館まつり実行委員会(委員長、保護司会小池恭平会長)」による手づくりのものです。

映画会、模擬店など楽しい催し物がいっぱいあります。大勢のみなさんのご来館をお待ちしています。

催し/茶会(茶華道連盟、民生委員茶道部)、映画会「典子は今」「千鶴」(市社会福祉協議会、公民館)、西条大会(市老連)、人形劇(パペット170、ろぼ)、朗読交流会、活花(杉崎グループ、あやめ会)、ワープロ1日講習会(手話通訳付)、青少年相談室(保護司会)

展示/くすの木の木作業所作品展(即売)ボランティアコーナー展、主婦子ども会活動写真展、日赤奉仕団パネル展および手づくり作品展、若業作業所作品展(即売)

模擬店/おでんの店(親の会)、おしるこ甘酒店(調友会)、喫茶コーナー(ボランティアコーナー)

パーティ/老人給食運営協議会

使用料

区分	単位	単位使用時間			
		午前 9時-12時	午後 1時-5時	夜間 18時-24時	その他
村居	1時間	400円	1,200円		
1フロートグループ	2,000	3,000			
団体	0	0	60円	60円	
ボランティアコーナー	0	0			
ボランティア活動費	0	0			
2001	全館費	2,000	3,000	4,000	5,000
2002	全館費	2,000	3,000	4,000	5,000
2003	全館費	2,000	3,000	4,000	5,000
4001	全館費	2,000	4,500		
4002	全館費	1,000	1,500		
4003	全館費	1,000	1,500		
4004	全館費	1,000	1,500		
5001	全館費	2,000	3,000		
5002	全館費	0	0		
5003	全館費	2,000	3,000		
6001	全館費	0	0		
6002	全館費	2,000	3,000		
6003	全館費	2,000	3,000		
6004	全館費	2,000	3,000		
7001	全館費	2,000	3,000		
7002	全館費	2,000	3,000		
7003	全館費	2,000	3,000		
7004	全館費	2,000	3,000		
8001	全館費	2,000	3,000		
8002	全館費	2,000	3,000		
8003	全館費	2,000	3,000		
8004	全館費	2,000	3,000		

一昨年10月、市民福祉会館第二期工事として着工した総合福祉センターがこのほど竣工し、5月28日に落成式を行い6月1日より市民のみなさんにご利用いただくことになりました。

総合福祉センターは、身体に障害があつて不自由されている方が、リハビリテーションなどの専門的な訓練を受けることができる身体障害者福祉センターと、おとしよりが、趣味や娯楽を通じて仲間づくりができる老人福祉センター、そして、地域の福祉団体が活動しやすいよう、連絡調整機能をもつ社会福祉協議会との併設した総合センターです。



通常この種の施設は、まちの中心地を避け、隔離的・保護的に、対象者である老人や障害者のみの専用施設として建設されている場合が多いのですが、調布市では、市の最も便利な所に建設しました。これは、高齢者も若者も、障害者もそうでないものも、共に暮らしても生活する地域社会をめざし、センターを通じて交流する中で、例えは、障害者自身の自立促進を図り、そのことによりまた市民の福祉に対する理解が、より深まってくることを期待しています。

従つて、このセンターは、障害者と老人のための施設であるとともに、市民全体の交流の場としての機能を併せもつものです。

総合福祉センターの規模
地下2階、地上7階建て延床面積五七四〇平方メートル。エレベーター、太鼓判を利用した給湯設備、寝台車を利用した3機のエレベーターと28台収容の機械式駐車場があります。ただし、この駐車場は、障害者の通車や、歩行困難な老人などの送迎専用で

すので、一般の方は、使用できません。

建設経費は、外構工事や備品等をふくめ約一九億七〇〇万円です。そのうち国と都の補助金が、七〇一六万八〇〇円です。

センターの使用時間と休館日
合使用時間 9時15時までが原則ですが、加1期会議室と団体室は、朝9時1夜9時まで使用できます。

合休日 月曜日と祝日です。ただし月曜日が祝日と重なるときは連日休館となります。

合使用料 市民で、身体障害者手帳または愛の手帳を所持している方および60歳以上の方の団体が使用する場合は無料です。その他の方が使用する場合は、有料となります。(左表)

合使用料 市民で、身体障害者手帳または愛の手帳を所持している方および60歳以上の方の団体が使用する場合は無料です。その他の方が使用する場合は、有料となります。(左表)

合使用料 市民で、身体障害者手帳または愛の手帳を所持している方および60歳以上の方の団体が使用する場合は無料です。その他の方が使用する場合は、有料となります。(左表)

このように書かれています。「通常この種の施設は、街の中心地を避け、隔離的・保護的に、対象者である老人や障害者のみの専用施設として建設されている場合が多いのですが、調布市では、市の最も便利な所に建設しました。これは、高齢者も若者も、障害者もそうでないものも、共に暮らし、ともに生活する地域社会を目指しセンターを通じて交流する中で、例えば、障害者自身の自立促進を図り、そのことによりまた市民の福祉に対する理解が、より深まっていくことを期待しています。」

日本は障がい者権利条約への批准には8年を要しましたが、調布市は条約制定よりずっと前に、共生社会の根幹である、社会的弱者を空間的に隔離しないことの重要性を説き、実践してきたのです。こちらは昨年3月の市報で、長友市長も基本的施策の中心に「共生社会の一層の充実」を位置づけていらっしゃいます。パラリンピックも開催され、パラハートちょうふの理念もあります。

さらに市民憲章や調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例もあり、市民がまちづくりの、主体、主役であるということが謳われています。まちづくりは行政が単独で行うものではなく、多様な市民の単なる参加ではなく主体的な参画の下、合意形成を図りながら進めるものだと示してきたわけです。特に共生社会づくりは、障がいを作っている側のマジョリティにはなかなかその自覚が持てないわけですから、障がい当事者の参画は必須だと考えますし、すでに始まっているセンター整備のこのプロセスも、調布市の共生社会づくりそのものだと考えます。

しかし、いきなり当事者抜きで、市の都合、事業者の発案で、移転という非常に重大なことを半ば決めて、参加と協働の大前提である情報の共有をしないままスタートした、このことは大きな失態と言わざるを得ません。利用当事者が抵抗を感じるのは当然で、存在そのものが尊重されていない、置き去りにされていると感じても仕方がないと思います。障がい者権利条約策定の中で特に重要視された、当事者の参画「私たちのことを私たち抜きで決めないで」という精神も生かされていないと思いますが、これまでのプロセスと市が掲げるさまざまな理念との整合性を市民が納得できるよう説明してください。

<行政経営部答弁>

総合福祉センターの整備に関する検討プロセスと自治の理念との整合についてお答えいたします。

市は、参加と協働によるまちづくりを市政経営の基本的な考え方の一つに据え、市民参加プログラムに基づき、政策の目的や内容に応じた多様な市民参加手法を組み合わせ、実践を重ねております。また、後期基本計画においては、2つのアクションの一つである横断的連携による施策の推進の中に、地域共生社会の実現に向けた取組を位置付けておりま

す。

こうした中、現在検討している機能移転後の新たな総合福祉センターについては、地域共生社会の実現に向けた新たな市民のニーズを捉えた総合的な福祉の拠点として整備することとしています。

この新たな総合福祉センターの整備に関する考え方の整理に当たっては、関係各部署との組織横断的な連携を図りながら、共通認識を持つ中で内容の検討を進めております。また、この検討過程においては、個人・団体を問わず、様々な方に総合福祉センターを御利用いただいていることを踏まえ、障害のある当事者を含めた利用者や関係団体等に対し、整備に関する市の考え方について説明を行いながら、丁寧に意見交換を重ねて参りました。

昨年12月からは、これまでの取組に加えて、総合福祉センターの関係団体の代表者や有識者で構成する検討会を設置し、3回にわたる会議を通じて、利用者の視点等から整備に当たっての基本的な考え方について御意見を伺いました。さらに、本年6月以降においては、整備に関する考え方の素案についてのパブリック・コメント手続を実施するとともに、併行して、関係団体、利用者及び市民向けの意見交換会を複数回行う中で、より広く様々な方から御意見等を伺ったところです。

こうした対応については、自治の基本理念である参加と協働によるまちづくりの実践として取り組んでいるものであります。また、市としては、地域共生社会の実現に向けた取組の重要性を認識したうえで、引き続き、利用者や関係団体等の御意見を丁寧に伺いながら、総合福祉センター機能の移転・更新に向けた取組を進めて参ります。

(3) 整備計画に利用者が示す移転条件をどう位置づけるのか

ありがとうございます。このまま続けます。

次に、利用者が移転の条件として示しているさまざま具体的な事項を整備計画にどのように位置づけるのか、つまり移転の絶対条件なのかどうかという点について質問します。

調布・生活者ネットワークでも京王多摩川駅舎内および周辺のまちあるき調査を行いました。駅舎については非常に多くの課題がありました。まず、ホームがカーブしているので、電車との隙間が広いところでは25cmも空きます。ホームドアはなく、ホームが線路側に傾斜しているので、視覚障がいや車いすの方は不安でしょう。エレベーターはホームの端にあり小さいですし、エスカレーターもありません。女性用トイレは和式1つのみですし、多目的トイレには、オストメイト対応の洗面台は無く、車椅子が転回するには狭く

感じました。触知案内図は、誘導点字ブロックがなく、視覚障がいのある方が見つけるのは困難でしょう。交通対策課が所管するバリアフリー協議会で、各鉄道駅と周辺についての利用者アンケートの結果が報告されておりますが、それによると仙川から飛田給までの9駅中、京王多摩川駅は最下位の柴崎駅に次いで点数が低い方から2番目です。

こういった課題の深刻さは、整備検討会でも一部触れられましたが、3回の検討会が終了したあと、6月に開催されたバリアフリー協議会で課題がより明らかとなり、協議会委員の機転によりセンター利用者にも明確に伝えられました。進め方の順序が非常におかしいのです。

それで確認したいことの一つは、そもそも京王多摩川をセンター移転先候補地に加える前に、実地踏査を行い、こういった課題が多い場所であることの確認をしていたのかということです。利用者への説明の中では、その情報も共有し、解決の見通しについて説明をしてきたのかどうかお答えください。

と言いますのも、駅舎と周辺の課題をクリアすることがまさに利用者が提示する移転条件になっているのです。整備検討会では、重要なやり取りがありました。ある委員からの「手放して賛成はできない。障害を持つ利用者側の条件をのんでもらわないと困る」との発言に対し、委員長からは「無条件で移転するというのではなく、課題を解決できるような条件をつけた上での議論をする。条件をクリアできなければ、当該地への移転を白紙にするといった余地を残すような形で話を進める」と発言があり、その前提で数多くの条件が出ました。利用者の方からは、駅の改修なくして移転の議論はできないと言う声もあります。それくらい致命的な課題が多く、解決されなければ利用できない方が大勢出るでしょう。

しかしこういった課題について市は、要望として事業者伝えていくという返答だけで、クリアされるかどうか明らかにしていません。移転の可否についての重大な条件がクリアできるかどうか不透明なままでは、利用者からは不安と反対の声が上がるのは当然です。すでにパブコメを取りまとめる段階に入っていますが、利用者が示す移転条件の位置付けについてのどういうご認識なのでしょう。ご答弁ください。

<福祉健康部答弁>

移転に向けた条件の整理についてお答えします。

市は、利用者の利便性確保や継続的な福祉サービスを提供するため、これまで、総合福祉センター機能の移転先候補地を選定するに当たり、市内の民有地や公有地周辺の状況把握や地域の実態把握を行い、候補地へのアクセスや所要面積の観点から比較検証を重ねな

がら、可能性を模索して参りました。

このような検討を踏まえ、施設へのアクセスや所要面積の確保等の観点から、令和元年11月に京王電鉄株式会社から市にまちづくり提案のあった京王多摩川駅周辺地区における駅前複合拠点地区を最有力候補として、これまで関係者との協議・調整を行って参りました。

こうした市の考え方について、総合福祉センターの整備に関する検討会に加えて、パブリック・コメント手続や関係団体との意見交換会において、京王多摩川駅周辺地区への移転に関して、交通利便性の確保、京王多摩川駅の利用しやすさなどに関する御意見や、調布駅周辺に総合福祉センターの一部である交流・居場所機能等を確保することなどについて、様々な御意見をいただきました。

また、調布市バリアフリー推進協議会の取組として、京王多摩川駅周辺のまち歩きを実施し、駅周辺の地域の現状を確認しております。

市は、総合福祉センターの整備に関する考え方を整理するに当たっては、ユニバーサルデザインや交通利便性への配慮、基本機能の維持・向上等について検討を進めるとともに、組織横断的な連携の下、京王多摩川駅周辺地区のまちづくりとも連動して、利便性の確保等に努めて参ります。

今後、総合福祉センターの整備に関する考え方の取りまとめに向けて、いただいた御意見等を踏まえ、必要な移動手段の確保に関する検討をはじめ、京王多摩川駅の利用しやすさの向上について事業者へ要請することなど、多面的なアクセシビリティの向上に資する取組や、調布駅周辺における交流・居場所機能や福祉機能等のセンター機能の一部の確保について、改めて市の考え方を整理したうえで、関係団体により具体的な対応等をお示ししながら進めて参りたいと考えております。

また、今般のパブリック・コメント手続や意見交換会の結果等を踏まえ、引き続き利用者等からの御意見に耳を傾け、理解を醸成しながら、京王多摩川駅周辺地区への総合福祉センター機能の移転・更新に向けて、取組を進めて参ります。

(4) 共生社会づくりの一環として関係者が一堂に会する議論の場を

最後の質問に移ります。総合福祉センターの整備問題は、まさに市長が推し進めようとしている共生社会づくりの、市としてのあり方の根幹にかかわることです。なぜなら、センターは市の福祉の拠点であり、それゆえにシンボルとして調布の中心で共生社会の重要性を自ら体現し、発信し続けてきた施設だからです。

移転に向けて取り組みを進めるとの答弁でしたが、それよりも移転の諸条件がクリアできるかどうかを先に明らかにしなければ、障がい当事者にとって使える施設になりません。利用者と事業者と市が一堂に会し、利用者の声を真摯に聞き、対等に議論できる場を設定することを求めます。移転ありきで、改めて移転の説得をする場とならないよう、調布駅前に残す選択肢も含めて議論する場、これからの調布の共生社会のあり方を共有できる場として設定することを求めます。見解をお答えください。

<福祉健康部答弁>

地域共生社会の実現に向けた検討の場の設置について、お答えします。

総合福祉センターの整備に関する考え方の取りまとめに当たっては、関係団体・利用者等との意見交換会や、総合福祉センターの整備に関する検討会において、様々な視点から御意見をいただき、検討を進めて参りました。

その結果を踏まえ、総合福祉センターを取り巻く現状と課題について、引き続き、理解の醸成を図っていくとともに、具体的な対応方法をお示しする中で、利用者や地域住民、事業者等と意見交換を重ねながら、検討を進めていくことは重要であると認識しております。

今後は、総合福祉センターの整備に関する考え方にに基づき、移転・更新後の具体的なセンターの機能等を議論する場について、目的や手法、構成員、実施時期を勘案しながら検討して参ります。

引き続き、新たな総合福祉センターが地域共生社会を実現するための総合的な福祉の拠点を具現化した地域に開かれた親しみやすい福祉の拠点となるよう、取組を進めて参ります。

【まとめ】

それぞれにご答弁ありがとうございました。アクセシビリティの重要性、災害への備え、また調布駅周辺に機能の一部を確保するという点については理解をもって受け止めていることが分かりました。しかし、利用当事者の移転には賛成できないという本音や大きな不安への理解や共感に欠けています。移転先の詳細な実地踏査も行われていなかったようです。理解の醸成を図ると何度もご答弁に出てきましたが、理解を醸成しないといけなのは利用者ではなく、市の方です。まず市が、障がい当事者に寄り添う心、パラハートを育ててください。センターの整備の話はそれからです。

今回のセンター整備では、スタートですでにつまずいているわけですが、これは調布駅前広場整備の時と同じ轍を踏んでいると言わざるを得ません。市民参加プログラムが機能していないことに気づいていただきたいのです。市が市民参加の手法と言っている、説明会、意見交換会、アンケート、パブコメといった一連の方法は、スタート時点での情報共有が欠落しているため、参画になっていません。そのため、市民がまちづくりの主演として関わっていない現実があるのではないのでしょうか。今回も移転に関する関係者の協議に障がい当事者は含まれていませんでした。

障がい者権利条約は、当事者の方々と一緒に一から作ったからこそ実効性ある条約になっているわけです。市と事業者で大方のところを決めてから利用者に説明を始めた、ここに共生社会づくりにおける市民参画、当事者の参画の重要性に対する認識の欠如が現れています。そのことが利用者の大きな落胆と行政への不信感に繋がっていることに気づいていただきたいと思います。駅舎に関する課題解決は事業者次第なのに、お願いだけして京王多摩川への移転を目指していくというのは、非常に無責任な答弁だと感じるのは私だけでしょうか。

庁内連携にも課題を感じます。バリアフリー協議会では、センター移転を見据えたまちあるきをしっかりと行い、提言していこうとの提案も出されています。障がいのある方にとっては、会合に出てくることも負担ですから、部署ごと、利用者団体ごとにこま切れの情報共有や議論をするのではなく、関係者が一堂に会し、情報を十分に共有し、さまざまな視点から議論する場を作ってください。そこでは、障がい当事者の方々を主演とし、市や事業者が理解を醸成する場にするべきです。そういうプロセスを経てこそ、福祉の拠点であるセンターの整備を通して共生社会づくりを実践したと言えるのではないのでしょうか。

以上、さまざま申し上げましたが、福祉サービスは施しではなく、憲法で保障された権利だということを今一度思い起こしていただき、調布市の共生社会づくりに真摯に取り組んでいただくことを期待して、私の一般質問を終わります。